

日向市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき令和4年度（令和3年度決算）財政援助団体の監査結果を別紙のとおり公表する。

令和4年12月19日

日向市監査委員 成 合 学

日向市監査委員 西 村 豪 武

令和4年度 財政援助団体等監査報告書
(公益財団法人日向文化振興事業団)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか等を主眼として、次のとおり監査を実施した。

第1 監査の概要

1 監査の対象

日向市が出資する公益財団法人日向文化振興事業団（以下「文化振興事業団」という。）に係る令和3年度における出納、その他の事務の執行及び教育委員会スポーツ・文化振興課の指導監督に係る事務の執行について監査を実施した。

また、日向市文化交流センターの指定管理状況について監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和4年9月22日から令和4年10月21日まで

3 監査の方法

令和3年度の決算報告書、事業関係書類、出納及びその他の事務事業の執行状況に関する資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果等

1 文化振興事業団の概要

文化振興事業団は、本市及び東臼杵郡町村圏域における文化芸術・スポーツの振興及び交流を図り、もって健康で豊かな地域づくりに寄与することを目的に財団法人として平成元年9月に設立され、平成24年2月1日からは「公益財団法人日向文化振興事業団」として活動している。

2 市との関係

(1) 出資金等の状況

市は、基本財産3,000万円の全額を出捐している。

(4分の1以上の出資団体)

(2) 指定管理料の状況

令和3年度日向市文化交流センター指定管理業務 (53,428,000円)

(3) 負担金補助及び交付金、貸付金の状況

新型コロナ対策 (令和3年度)

日向市指定管理者経営継続助成金 4,482,000円

3 監査の結果及び意見

日向市文化交流センター利用者は、令和2年度が新型コロナウイルス感染症の影響により、16,621人で前年度より64,780人の減少、令和3年度が31,410人で前年度より14,789人の増加となっている。

経営面においては、令和2年度が78万円の純利益、施設修繕費の増等により、令和3年度が14万円の純損失となっている。

事業は、出資目的に沿っておおむね適切に運営されていたものの、一部事務処理については、不適切な処理が見受けられたので、所要の措置を実施するよう求める。

【指摘事項】

- (1) 契約事務において、単純ミスに併せて認識不足による事務処理誤りや文書管理の誤りが見受けられたので、公益財団法人日向文化振興事業団財務会計規則第38条の規定のとおり日向市の契約の例により適正に行われたい。
- (2) 提出を受けた評議員会審議資料に記載誤りが多数見受けられたが、一部に差し替え前の誤った資料だった旨の説明があった。資料を提出する際は十分に内容を精査、確認して提出されたい。

【意見・要望】

- (1) 公益財団法人日向文化振興事業団
 - ア 契約事務等について、市に準じるもの、団体の実情に応じたものを区分し、必要であれば新たな規則を設ける等の対策に加え、マニュアルの作成等対応を検討されたい。
 - イ 長期継続契約の導入について検討されたい。
 - ウ 指定管理者モニタリングチェックシートの自己評価と市評価の相違が多かったため、基準合わせを市と十分確認した上で行われたい。
- (2) 所管課
 - ア 指定管理者の事務処理が常に適正に遂行できるよう契約事務や文書管理に関する職員研修を毎年実施するなどして、効率的な事務処理のフォローに努められたい。
 - イ 日向市文化交流センターの老朽化対策については、非常に深刻な状態であることから、より具体的な対応を図るよう努められたい。
 - ウ 指定管理協定書に記載されている貸与備品のなかに、市の備品台帳に

登載されていないものや、既に廃棄されているものが記載されたままになっている例が見受けられたので、貸与した備品類の確認をするなど適正に処理されたい。

エ 施設面積の相違など基本協定と仕様書等に齟齬が見受けられたので、基本協定の見直し等を行われたい。

オ モニタリングチェックシートにおける評価基準については、基準合わせを十分確認した上で行われたい。

なお、相違があった項目については双方で検証を行われたい。

【注意事項】

- (1) 決裁伺書において、文書分類、決裁日、施行日、取扱区分、保存年限等に記載の無いものが複数見受けられたので、適正に処理されたい。
- (2) 決裁伺書において、担当者印を事前に複写したものを使用していたものがあつたので、起案ごとに押印されたい。
- (3) 委託業務において、完成日と検査日の考え方に誤りが見受けられたので、適正に処理されたい。

第3 措置状況

前項の指摘等の各項目について措置を講じた場合は、別紙により通知されたい。

期限 令和5年1月27日

(別紙)

令和4年度定期監査結果の措置状況について
(公益財団法人日向文化振興事業団)

指摘等	措置状況
<p>【指摘事項】</p> <p>(1) 契約事務において、単純ミスに併せて認識不足による事務処理誤りや文書管理の誤りが見受けられたので、公益財団法人日向文化振興事業団財務規則第38条の規定のとおり日向市の契約の例により適正に行われたい。</p>	
<p>(2) 提出を受けた評議員会審議資料に記載誤りが多数見受けられたが、一部に差し替え前の誤った資料だったとの説明があった。資料を提出する際は十分に内容を精査、確認して提出されたい。</p>	
<p>【意見・要望】</p> <p>(1) 契約事務等について、市に準じるもの、財団の実情に応じたものを区分し、必要であれば新たな規則を設ける等の対策に加え、マニュアルの作成等対応を検討されたい。</p>	
<p>(2) 長期継続契約の導入について検討されたい。</p>	
<p>(3) 指定管理者モニタリングチェックシートの自己評価と市評価の相違が多かったので、基準合わせを市と十分確認した上で行われたい。</p>	

<p>【注意事項】</p> <p>(1) 決裁伺書において、文書分類、決裁日、施行日、取扱区分、保存年限等に記載の無いものが複数見受けられたので、適正に処理されたい。</p>	
<p>(2) 決裁伺書において、担当者印を事前に複写したものを使用していたものがあつたので、起案ごとに押印されたい。</p>	
<p>(3) 委託業務において、完成日と検査日の考え方に誤りが見受けられたので、適正に処理されたい。</p>	

(所管課)

指摘等	措置状況
<p>【意見・要望】</p> <p>(1) 指定管理者の事務処理が常に適正に遂行できるよう契約事務や文書管理に関しての職員研修を毎年実施するなどして、効率的な事務処理のフォローに努められたい。</p>	
<p>(2) 日向市文化交流センターの老朽化対策については、非常に深刻な状態であることから、より具体的な対応を図るよう努められたい。</p>	
<p>(3) 指定管理協定書に記載されている貸与備品のなかに、市の備品台帳に記載されていないものや、既に廃棄されているものが記載されたままになっている例が見受けられたので、貸与した備品類の確認をするなど適正に処理されたい。</p>	
<p>(4) モニタリングチェックシートにおける評価基準については、基準合わせを十分確認した上で行われたい。</p> <p>なお、相違があった項目については双方で検証を行われたい。</p>	
<p>(5) 施設面積の相違など基本協定と仕様書等に齟齬が見受けられたので、基本協定の見直し等を行われたい。</p>	